

2023年4月1日

フラット35 申請者 各位

関西住宅品質保証株式会社

2023年4月1日以降に設計審査(フラット、評価)を受付する物件(建築確認が4/1以降のものを含む)のフラット35省エネ基準(5-1断熱対策等級4、5-2一次エネルギー対策等級4)への対応について。

A) 着工時にフラット35の設計審査を行う場合

フラット35設計審査時に「設計内容説明書(省エネルギー)」を提出していただき5-1:4、5-2:4への適合を確認いたします。

↓

フラット35中間現場検査を実施(建築確認の中間検査で代替可)  
中間検査実施の場合「工事内容確認チェックシート(中間・竣工)」を提出いただきます。

↓

フラット35竣工現場検査の実施(断熱・一次エネの現場検査実施)  
(一次エネ機器が設計時と異なる場合再計算が必要)

B) 竣工検査後にフラット35竣工後特例を使う場合

フラット35設計審査にて「設計内容説明書(省エネルギー)」を提出していただき5-1:4、5-2:4への適合を確認いたします、続けてフラット35竣工現場検査を実施(断熱・一次エネの現場検査実施)いたします。

C) 着工時に設計並びに建設性能評価を行い5-1:4、5-2:4取得の場合

建設性能評価の竣工現場検査時にフラット35竣工現場検査を実施(断熱・一次エネの現場検査不要)いたします。(性能評価の竣工検査までに適合証明の現場検査申請書を提出してください)

D) 長期優良住宅を申請後にフラット35を申請する場合

設計審査は不要です。適合証明の現場検査申請後に  
フラット35竣工現場検査を実施(断熱・一次エネの現場検査実施)いたします。

E) 認定低炭素住宅を申請後にフラット35を申請する場合

設計審査が必要です、フラット35設計審査時に「設計内容説明書(省エネルギー)」を提出していただき5-1:4、5-2:4への適合を確認いたします。

↓

フラット35竣工現場検査を実施(断熱・一次エネの現場検査実施)いたします。